

パートタイム労働者、有期雇用労働者のための

# 不合理な待遇格差 特別相談窓口

受付時間：8時30分～17時15分（閉庁時刻）

例えば、

同じ企業内で正社員とパートタイム労働者・有期雇用労働者で待遇差がある

正社員との待遇格差について企業から説明がない など  
待遇格差等に関して、お気軽に相談してください！！



ご相談はこちら

山梨労働局雇用環境・均等室

甲府市丸の内1-1-11

電話 055-225-2851